

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 7 年度厚生労働省委託事業
「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」における
在宅医療の拠点の整備・運用に関する
相談窓口の設置及び伴走支援実施地域の募集について

平素より厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度より開始している第 8 次医療計画では、各都道府県において「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下「拠点」という。）」を医療計画に位置付けることをお示したところです。厚生労働省では、各都道府県が進める拠点の整備や運用に関する取組を支援し、地域における在宅医療提供体制の充実を図ることを目的に、令和 7 年度厚生労働省委託事業「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」（以下「本事業」という。）を実施いたします。

本事業において、都道府県、拠点、医療機関等から拠点の整備・運用に係る相談を受け付ける窓口を 6 月 27 日に設置いたします。

また、拠点の整備・運用に課題を抱える地域に対して、拠点の整備・運用に主体的に取り組めるよう伴走支援を実施いたします。

つきましては、今般、本事業の受託者である有限責任監査法人トーマツから、別紙 1 のとおり相談窓口の設置について、別紙 2 のとおり伴走支援の実施地域の募集について通知していますので、貴部（局）におかれては、本事業について御了知の上、積極的に相談窓口の活用及び伴走支援への応募を御検討いただくとともに、拠点を担う管下の市区町村、保健所、医師会等関係団体及び医療機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。